

お知らせ（器）015

令和3年5月31日

特定器材マスターの改定について

今般、令和3年5月31日付け厚生労働省告示第215号に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、令和3年6月1日であることから、令和3年5月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

記

新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：3コード）（別紙）

別紙_特定器材マスター登録内容の一部変更（令和3年6月1日適用）

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額種別	金額	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
02	061	710011125	固定用内副子（プレート）（変形矯正用患者適合型）	1	91,500	3		新設		
02	114	710011126	体外式ペースメーカー用カテーテル電極（再製造・冠状静脈洞型）	1	51,400	3		新設		
02	210	710011127	植込型舌下神経電気刺激装置	1	2,480,000	3		新設		